

VI. 事業活動に関する事項

1. 事業活動のトピックス

■トピックス ～この1年間の主なできごと～

◇博多じょうもんさん天神市場開催

福岡市役所前広場にて第6回となる「博多じょうもんさん天神市場」を11月29日に開催。約12,000人の方に来場いただき、ステージイベント等で盛り上がりしました。



◇新青果市場でトップセールス

東区アイランドシティ内に新たにオープンした新青果市場「ベジフル・スタジアム」にてトップセールスを実施。博多じょうもんさんブランドをPRしました。



◇cross FMでの番組開始

毎週木曜日、朝8:10より、cross FMのラジオ番組「朝ごはんジャー」に出演。福岡市の生産者や直売所、博多じょうもんさんブランドをPRしました。



◇減農薬・無農薬米PR

普通作研究部会「減農薬シンポジウム」が30回の節目を迎えるにあたり、博多大丸パサージュ広場や警固公園にて、無農薬・減農薬米のPRと消費者アンケートを実施しました。



◇九大生協・ヤフオクドームへ米納入

業務用米の取引拡大として、8月より、九州大学生協が運営する食堂へ「ヒノヒカリ」、2月より、ヤフオクドーム内の食堂へ「元気つくし」の納入を開始しました。



◇学校給食への取組み

6次産業化の取組みとして開発した野菜コロッケやトマトコロッケ、能古島の甘夏を使用したマーマレードや、ゼリーが市内小中学校の学校給食に採用されました。



◇フェイスブックの開始

これまでのホームページに加え、新たにフェイスブックの運用も開始。博多じょうもんさん天神市場等のイベント情報や直売所情報、支店行動計画等を配信しました。



◇JAに来てみん祭(しゃい)の実施

全支店統一行動日「JAに来てみん祭」を7月と11月に実施。「農」を基軸としたJAらしい支店として、利用者への野菜の贈呈や、支店ごとのイベントを開催しました。



◇福岡税務署より感謝状が贈呈

多年にわたる申告納税制度の普及、発展並びに納税道義の高揚に尽力した功績により、当JA青色申告会に対し、福岡税務署より感謝状が贈呈されました。



2. 農業振興活動

■地域農業の振興

地域農業を担う農業者への支援として、認定農業者の新規認定と更新管理の徹底を図るとともに、TAC(営農総合涉外)や営農指導員による訪問活動の充実、グリーンセンター長による重層管理に努めました。また、農業後継者への経営支援として、各種補助事業を紹介する一方で、新規就農者の育成として、行政と連携したインターンシップ事業やふくおか農業塾での実習に取り組みました。

園芸では、地図情報を活用した品目別の作付を提案するとともに、根こぶ病総合防除に取り組みました。花きにおいては、新規拡大品目の提案と栽培指導を実施したほか、将来に向けた産地づくりとして「北崎花き部会青年部」を設立しました。また、軟弱野菜でのGC毎の輪作体系を実践するとともに、低コスト化に向け、土壌分析を活用した施肥指導を実施しました。さらに、青果市場移転に対応する集出荷体制として東GC内に新たな集出荷施設を設置する一方で、行政と連携した雇用労働力支援策の研究を進めました。

米麦では、早良共同収摺施設及び西ライスセンターの利用面積の拡大を図るとともに、早良共同収摺施設への乾燥施設設置に向け、国の補助事業を申請しましたが、本予算・補正予算ともに不採択となったため、次年度へ持ち越しました。米麦の品質向上と集荷拡大では、「元気つくし」「にこまる」への品種誘導や、栽培管理試験田の設置、水稻農薬・肥料一覧の作成、携帯版稲作情報の提供等に取り組みましたが、曇天や長雨に加え、台風15号の影響による作況の落ち込みもあり、1等米比率は63.7%(昨年71.9%)、集荷数量は71,417袋に留まりました。

農地を守る取組みとしては、新たな地区農業ビジョン、人・農地プランの作成に向け、農業振興地域で協議を進めました。有害鳥獣対策では、罠等の狩猟免許取得支援や小動物用箱罠の貸出を行うとともに、拡大している猿被害への対応について猟友会と協議しました。また、鳥獣害防止総合対策事業として、支店毎に侵入防止柵管理組合(14組合)を設立した中で、侵入防止柵を設置しました。農事組合活性化への検討では、支店毎の状況も異なることから、地区農業ビジョンや支店行動計画へ反映させた中で取り組んでいく事としました。

3. 地域貢献情報

■社会的責任と地域社会への貢献活動

当JAは、安全で安心できる農産物の提供や地域における豊かな自然環境を未来に残していく農業の振興をめざすとともに、地域社会への貢献を社会的使命としてとらえ、学童に対する食農教育活動や、消費者・地域住民の農業体験、高齢者福祉活動や健康づくり、環境保全活動として行う清掃活動やスポーツ大会などさまざまな活動を通じ地域に愛されるJAをめざし取り組んでいます。

また、社会的責任を果たすために、役職員の責任ある行動を基本に職員行動自主点検を実施し、コンプライアンス意識の醸成やコンプライアンス重視の職場風土づくりに努めています。

さらに、地域密着型の金融機関として、相続税改正を中心とした研修会・セミナーの開催や、FPソフト「掛け橋」を活用した相続相談、記帳代行による前年対比資料の配布や組合員との個別面談(農業経営管理支援)など、経営コンサルティングの実施に向けた取組みなどを行ないました。

主な活動のご紹介

○ 安全・安心な農産物の提供

食と農を守るJAの使命として、安全・安心な農産物の提供に努めています。そのために園芸や麦でのGAP(農業生産工程管理)取組みや、JA米運営要領に沿った米栽培管理を実施するとともに、栽培記帳の徹底と残留農薬検査を継続しました。

○ まめひめ

地域の小学校の子どもたちにおいしいみそづくりなどを伝授する女性大豆加工指導グループ「まめひめ」は、会員が78名となり、50団体に対してみそづくり体験教室を指導しました。



○ 食農ティーチャー

組合員・JAと地域住民の食と農の架け橋である食農ティーチャー制度では、食の先生32名、農の先生18名が登録され、旬菜キッチンや小中学校、公民館等で活躍しました。



VI. 事業活動に関する事項

○ 稲作体験

子どもの農業理解と教育のため毎年市内小学生の学童稲作を指導しています。また、グリーンコープ生協や米年間購入契約者を対象にした稲作交流会など、「食」と「農」を理解していただく運動も展開しています。



○ 成春倶楽部活動

概ね60歳以上の方を対象に生きがい、健康、仲間づくりを目的に開催し、27支店で講演・手芸・体操・バスハイク等を実施しました。

○ 子育て支援活動

子育てを支え、親同士の交流を深める取組みとして、子育てひろば「すくすく」を農産加工施設内および12支店で開催しました。



○ 環境保全活動

地域美化ボランティア運動である「ラブアースクリーンアップ」として能古島で清掃活動を行ったほか、支店行動計画による地域清掃活動を実践しました。



○ 少年剣道大会

健全な青少年の育成を目的に毎年開催している「第24回JA福岡市少年剣道大会」(個人戦・団体戦)を11月23日、福岡県立玄洋高校体育館で開催しました。団体戦では、市内小学校生36チーム234名が参加し熱戦を繰り広げ、今宿少年剣道部Aが優勝しました。



○ 協同組合講座

地域を担う明日のリーダー育成を目指した協同組合講座は、基礎講座と、前年度の基礎講座修了者による専門講座を開催しました。協同組合理念・農業情勢・人生設計・相続税等多岐にわたる講義や、京都マイファームへの視察を組み入れた講座となりました。



○ 元気なふるさと応援基金

当JA管内において農業振興や地域貢献活動に取り組み、地域の活性化に取り組む団体を表彰し支援するもので、第8回となる平成27年度は、4団体を表彰・支援しました。



4. 情報提供活動

○ Jam (ジャム)

毎月13,900部発行し、組合員宅へ配布しています。地域での食と農に関する活動や当JAの動きなどをお知らせしています。その他管内のトピックス、税務、法律などの組合員に役立つ情報を提供しています。



○ JA通信

利用者の皆様へJAの事業内容を紹介する広報誌です。多岐に渡るJA事業を繋げ、様々なお役立ち情報・商品掲載しています。年に4回、2万部を発行。



○ インターネットホームページ

<http://www.ja-fukuoka.or.jp/>
オリジナルキャラクターを活用したデザインで、組織概要や各事業紹介、営農情報、直売所だよりなどを掲載し、JA事業をPRする場、組合員及び地域住民とJAをつなぐ場としているほか、ネット市場でのあおま加工品や米の販売も行っています。また、携帯電話対応ホームページ(<http://www.ja-fukuoka.or.jp/i/>)では、ATM・各事業所のご案内のほか、「稲作だより」「病虫害情報」を配信し、組合員に有益な情報をいち早く届けるよう努めています。



5. リスク管理の状況

さまざまなリスクに対応＝態勢の充実と実効性の確保

■リスク管理体制

◇リスク管理の基本方針

組合員・利用者の皆様に安心して当 J A をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、常勤理事会及び理事会にて、以下の事項につき検討を行っています。

- ① リスク管理態勢の確立に関する事項
- ② リスク管理関連の諸施策に関する事項
- ③ コンプライアンス態勢の確立に関する事項
- ④ コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑤ その他目的達成に必要な事項

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

(1) 信用リスク管理

当 J A は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査保全課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

当 J A では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 J A の保有有価証券ポートフォリオの状況や A L M など考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する A L M 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び A L M 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

当 J A では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当 J A では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

(5) 事務リスク管理

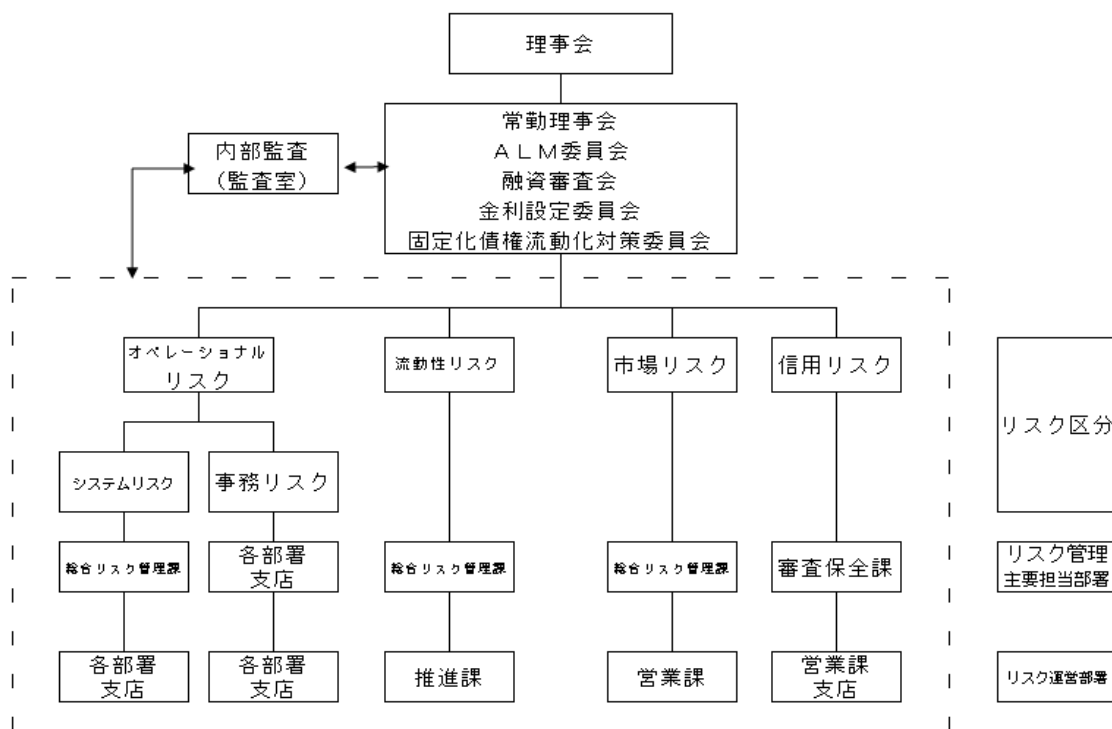
事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 J A では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規程に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 J A では、コンピュータシステムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

VI. 事業活動に関する事項

◇リスク管理体制表



■法令等遵守の態勢

J Aは組合員の社会的・経済的地位の向上と地域社会への貢献を目的とする協同組織であり、利潤を追求する株式会社等とはもともと目的を異にしています。したがって、法令や法令にもとづく各種ルール、さらには社会的な規範を遵守することは当然の責務であると考え、民主的運営を基本に社会的責任や使命に反する行為がないよう努めています。

このような責任や使命を着実に果たしていくためには、役職員一人ひとりが、高い倫理観のもと、常に誠実かつ公正な業務を遂行する、いわゆるコンプライアンス態勢の確立が不可欠であると考えます。

当J Aは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つととらえ、コンプライアンス態勢確立のため、さまざまな方針および関係規程等を整備してまいりましたが、今後も積極的に組合員や地域の皆様の信頼・支持を損なわないようなJ Aづくりに努めていきます。

◇コンプライアンス基本方針

当組合では、以下のようなコンプライアンスの基本方針を制定し、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

(1) 社会的責任と公共的使命の認識

当J Aのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

(2) 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かしたニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与します。

(3) 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、公正な事業運営を行います。

(4) 反社会勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

(5) 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

◇コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を理事会で行うとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス統括責任者、事業統括責任者、責任者、担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに統括部署（総合リスク管理課）を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

◇平成27年度の取組み事項

平成27年度の主な取組み

平成27年度のコンプライアンスの取組みは、コンプライアンスプログラムに基づき実践しました。研修計画に沿ったコンプライアンス学習やコンプライアンス面接など、これまでの取組みを継続して行うとともに、指導基準未整備における改善計画に取り組みました。

平成28年度も引き続きコンプライアンス意識の醸成を行い、不祥事の無い、健全なJA福岡市であり続けるよう役職員一丸となって取り組んでまいります。

1. 役職員研修の実施

(1) 職員

- ①コンプライアンス責任者研修会 全体職場長会：5月18日、8月21日、11月20日、1月22日
※1月22日は会議終了後、不祥事未然防止研修を実施
- ②コンプライアンス担当者研修会 6月9日（外部講師による講演：コンプライアンス態勢の強化と実効性の確保）
12月2日（不祥事未然防止取組みについて、DVD研修等）
- ③新入職員研修会 3月10日（コンプライアンスについて）
- ④事業部門毎の職員研修（企画管理関係17回、金融関係60回、指導経済関係14回）

(2) 役職員全体研修会

10月31日

2. 自主検査の実施 定例（月毎）及び随時（半期毎）

3. 職員行動自主点検の実施（半期毎） 9月、3月

4. 苦情等の報告簿取り纏め（四半期毎） 6月、9月、12月、3月

5. 職場離脱の実施 「職場離脱制度実施要領」に基づき、職員が連続して職場を離れる制度を実施

6. コンプライアンス面接の実施 7月、1月（年間2回）

◇平成28年度の取組み事項（平成28年度コンプライアンス・プログラム）

当JAは、JAの社会的責任及び公共的使命を果たすため、コンプライアンス基本方針並びにコンプライアンス運営規程等に則り、コンプライアンスを重視した職場風土を醸成するために、役職員の法令遵守意識の高揚に向けて具体的な取組計画を策定し、計画に沿った取り組みを行います。

1. 組合長・専務・常務は、年頭所感や総代会、全体役職員研修等あらゆる機会をとらえ、コンプライアンスに対する積極的な取り組み姿勢を示し、コンプライアンス意識の高い職場風土を醸成するように努めます。
2. 理事は、業務遂行に際し、コンプライアンスの問題を常に意識し、規則に基づき、公正・公平に断固とした態度で対応します。
3. 理事及び監事は、理事会、監事会、常勤理事会等において、コンプライアンスにかかる諸問題の論議を行い、認識の共有を図ります。

【平成28年度の取り組み事項】

I 基本的取り組み事項

1. 実効性のある諸取組の実施により不祥事を未然に防止します。
2. 職場長を中心にコンプライアンス意識の向上に努め、コンプライアンス違反を許さない職場風土を確立します。
3. 特定個人情報の保護及び適正利用によりマイナンバー制度の適切な運用に取り組みます。

II 具体的取り組み事項

1. 経営層での取り組み

業務の健全性・適切性を確保するための態勢（内部管理態勢）の整備に係る基本方針である「内部管理基本方針」に沿った取り組みを行います。

2. 規程の策定と必要な見直し

- (1) コンプライアンス運営規程、コンプライアンス・プログラムに基づき、不祥事未然防止に係る取り組みの進捗管理を徹底します。
- (2) 事業継続計画（BCP）被災シナリオによる訓練を関係部署協議の上実施します。
- (3) コンプライアンス・マニュアルについて、役職員に対し周知します。

3. 不祥事未然防止に向けた取り組み

(1) 実効性ある自主検査の実施及び検証

- ① 総合リスク管理課は、自主検査要領に基づき本店担当部署と連携し、自主検査の実効性確保に努めるとともに、自主検査項目を検討し必要に応じて更新を行います。
- ② 監査室は、各支店・事業所に対し自主検査実施内容についての検証を行い検証結果を総合リスク管理課に報告します。

(2) 内部牽制を目的とした連続職場離脱の完全実施

- ① 職場離脱制度実施要領に基づき、対象者に対して漏れなく実施します。
- ② 検証用チェックリストの活用により職場離脱時の検証を徹底します。

VI. 事業活動に関する事項

- (3) 人事ローテーションによる長期滞留者の解消
 - (4) 現金取引に係る内部管理態勢の構築
ルールに沿った業務遂行ができているか、職場長による自主検査の徹底と監査室による内部監査を実施します。
 - (5) コンプライアンス面接の実施、職員行動自主点検により職員の行動管理を徹底します。
4. 個人情報保護法関係
- (1) 特定個人情報を含む個人データ取扱台帳を整備します。
 - (2) マイナンバー制度の適切な運用のため関係部署間の情報共有を図ります。
 - (3) 監査室は、個人情報の管理状況について監査を実施します。
5. 苦情等処理対応
- (1) 顧客申出対応及び業務改善状況報告書の運用
 - ① 各職場においては、苦情等処理対応要領に基づき、組合員等からの苦情・相談等の情報をもれなく顧客申出対応及び業務改善状況報告書に記入し、職場長を経由して、総合リスク管理課に報告します。
 - ② 総合リスク管理課は、各職場からの苦情・相談等の内容や対応策・改善すべき事項を取りまとめ、職場内に周知するとともに、コンプライアンス研修や職場内ミーティングを活用して、情報を共有化します。
また、監査室は、利用者対応が適切に行われているか、顧客申出対応及び業務改善状況報告書の記載等について検証を行います。
 - (2) 苦情等相談窓口への対応
組合員や地域利用者からの苦情・相談を真摯に受け止め、J Aグループ福岡総合相談所と連携して、適切な対応を行います。
6. コンプライアンスに係る研修計画
- コンプライアンスに係る研修を以下のような内容で、実施します。
- 以下に掲げる研修のほか、各種会議体等の中で、コンプライアンス・マニュアル等を活用して、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
- また、法令等の改正が行われた場合には、必要に応じ研修会を開催することとします。

対象者	実施頻度	研修内容案
全役職員 (役職員全体研修会)	年1回	外部講師による研修
職場長 (全体職場長会議)	年4回	苦情等処理取りまとめ報告について 職員行動自主点検取りまとめ結果について
コンプライアンス責任者	年2回	外部講師による研修
コンプライアンス担当者 (コンプライアンス担当者会議)	年1回	苦情等処理取りまとめ報告について 職員行動自主点検取りまとめ結果について
新入職員研修	年2回	コンプライアンスの意義 J A福岡市のコンプライアンス態勢について
各事業（業務）単位 (各部門による会議)	随時開催	各部門にかかる法令等の周知・徹底
各職場単位 (コンプライアンス学習)	月1回	苦情・相談等の事例に基づく研修 DVD視聴・ケーススタディを活用した研修

III コンプライアンスに係る監査計画

上記Ⅱの取り組み事項のうち、「不祥事未然防止に向けた取り組み」及び「個人情報保護法関係」及び「苦情等処理対応」について、支店・事業所等の監査を実施します。

また、コンプライアンス・プログラムが予定通り実践されているかについても、総合リスク管理課への監査を通じて、検証を行います。

具体的な監査項目及び監査実施時期については、内部監査計画によります。

IV コンプライアンス・プログラムの進捗管理の徹底と改善

1. コンプライアンス・プログラムの進捗管理の徹底
総合リスク管理課は、上記取り組み事項について各部門からの報告や各部門へのモニタリング等を通じて進捗管理を行うとともに、進捗状況を半期ごとに常勤理事会及び理事会に報告し、組織全体でコンプライアンス・プログラムの履行・達成状況を確認します。
2. コンプライアンス・プログラムの見直し
自主検査の結果やコンプライアンス統括部署によるモニタリング、内部監査・監事監査結果や監査機構監査・行政検査結果等を踏まえ、年度途中で新たな対策や既に取り組んでいる事項の大幅な見直しが必要となった場合には、適宜、コンプライアンス・プログラムの見直し・改善を行います。

V 実施期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日までを実施期間とします。

◇金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当 J A では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、J A グループ福岡総合相談所や J A 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 J A の苦情受付窓口 J A 福岡市総合リスク管理課 (電話 092-711-2085)

2. 紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

福岡県弁護士会紛争解決センター	天神弁護士センター	(電話 092-741-3208)
福岡県弁護士会紛争解決センター	北九州法律相談センター	(電話 093-561-0360)
福岡県弁護士会紛争解決センター	久留米法律相談センター	(電話 0942-30-0144)

紛争解決の措置については、J A 福岡市総合リスク管理課 (電話 092-711-2085)
または J A グループ福岡総合相談所 (電話 092-711-3855) にお申し出ください。
なお、福岡県弁護士会に紛争解決を直接お申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所	(電話 03-5368-5757)
	(http://www.jcia.or.jp/adr/index.html)
(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構	(電話 本部 03 - 5296 - 5031)
	(http://www.jibai-adr.or.jp/)
(公財) 日弁連交通事故相談センター	(電話 本部 03 - 3581 - 4724)
	(http://www.n-tacc.or.jp/)
(公財) 交通事故紛争処理センター	(電話 東京本部 03 - 3346 - 1756)
	(http://www.jcstad.or.jp/)

■金融商品の勧誘方針

金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めます。

- ① 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ② 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ③ 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
- ④ お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆様にとって不都合と思われる早朝・深夜の時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
- ⑤ 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。

■個人情報の取扱い方針・情報セキュリティ基本方針

福岡市農業協同組合個人情報保護方針

福岡市農業協同組合
(平成 27 年 11 月 26 日改正)

福岡市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によつて識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取り扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のため必要・適切な措置を講じ役職員及び委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第 2 条第 4 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 2 条第 2 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供の制限

当組合は法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 2 条第 5 項に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当組合は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当組合は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以 上

福岡市農業協同組合情報セキュリティ基本方針

(平成 27 年 11 月 26 日改正)

福岡市農業協同組合(以下、「当組合」といいます。)は、組合員・利用者の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1) 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に果たします。
- 2) 当組合は、情報の取扱い、情報システム並びに情報ネットワークの管理運用にあたり、人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を適切に実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等などが発生しないよう努めます。
- 3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、この方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以 上

■内部監査体制

融資部門は勿論、全ての部門から独立した監査室を設置しています。監査室では監査室長以下 5 名の職員による内部監査（抜き打ち監査や定例監査）を行い、内部牽制の強化に努めるとともに監査結果を理事会に報告しています。

また、監事 5 名による監事監査を上半期末、年度末に行っているのははじめ、年間を通じて必要により随時監査も実施しています。なお、常勤監事制度も導入し、一層の監査機能強化を図っています。

このほか、独立監査人（全国農業協同組合中央会）による決算監査を受けているほか、3 年に 1 度の割合で行政検査も受けています。

さらに、理事会では、金融事業リスクは勿論、各事業部門リスクや事業所別リスク、また経営全般にわたるリスク管理を総合的、統一行的に行っています。

6. 自己資本の状況

■自己資本比率の状況

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成 28 年 3 月末における自己資本比率は、12.24%となりました。

■経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J A の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

項 目	内 容
発行主体	福岡市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	49 億 3 千 2 百万円

当 J A は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

とりわけ、財務基盤強化のため、「食」と「農」を次世代へつなぐ総合三ヵ年計画において、事業利用者の准組合員加入推進や、地域住民の J A 活動への参画促進を図るため、組合員加入促進運動に取り組んでおり、平成 27 年度期末の出資金額は、対前年度比 1 億 1 千 4 百万円増の 49 億 3 千 2 百万円となっています。